

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

( 宛 先 ) 京 都 市 長	平成 30年 9月 17日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区若宮通五条下ル昆沙門町3番地1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 ハートフレンド 代表取締役 片岡孝一 電話075-468-9171

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	合 計 台 数 ①		0 台			0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
合 計 台 数 ②		0 台			0 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)			0 台			0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台			0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

( 宛 先 ) 京 都 市 長	平成30年 7月31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市東山区三十三間堂廻り644番地2	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 東山ホールディング 代表取締役 似内 隆晃 電話075-541-1234

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しない ものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	合 計 台 数 ①		0 台			0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等 をした新車の合計台数に対する割合 (①/ ④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車(燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに限 る。)の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	合 計 台 数 ②		0 台			0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に 対する割合 (②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③ (①+②)			0 台			0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台			0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③/ ④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	平成30年7月20日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市伏見区横大路千両松町78番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 光アスコン株式会社 代表取締役 喜多川 光世 電話 075 - 601 - 2311

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入				
		賃 借				
	燃料電池自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	合 計 台 数 ①					
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (①/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入				
		賃 借	1			1
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入				
		賃 借				
	合 計 台 数 ②	1			1	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (②/④)			50 パーセント	パーセント	パーセント	50 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③ (①+②)			1			1
購入等をした新車の合計台数④			2			2
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③/④)			50 パーセント	パーセント	パーセント	50 パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

( 宛 先 ) 京 都 市 長	平成30年9月11日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都豊島区東池袋3-1-1	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 澤田 貴司 電話 03-3989-7772

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しない ものの台数	購 入				
		賃 借				
	燃料電池自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	合 計 台 数 ①					
購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等 をした新車の合計台数に対する割合(①/ ④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入				
		賃 借				
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車(燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに限 る。)の台数	購 入				
		賃 借	19			19
	合 計 台 数 ②		19			19
購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に 対する割合(②/④)			100 パーセント	パーセント	パーセント	100 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③(①+②)			19			19
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			19			19
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/ ④)			100 パーセント	パーセント	パーセント	100 パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

( 宛 先 ) 京 都 市 長	平成 30年 6月 25日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区寺町通四条下ル貞安前之町605番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 藤井大丸 取締役社長 藤井 健志
	電話 075-221-8181

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入				
		賃 借				
	燃料電池自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	合 計 台 数 ①					
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (①/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入				
		賃 借				
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入				
		賃 借				
	合 計 台 数 ②					
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③ (①+②)						
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④						
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

( 宛 先 ) 京 都 市 長	平成 30年 7月 27日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市北区紫野北花ノ坊町96	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 学校法人 佛教教育学園 理事長 豊岡 隼尔 電話 075-491-2141

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	合 計 台 数 ①		0 台			0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
合 計 台 数 ②		0 台			0 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)			0 台			0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台			0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

( 宛 先 ) 京 都 市 長	平成30年 7月 31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 千葉県浦安市美浜1丁目9番1号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ブライトンコーポレーション 代表取締役 吉岡 滋泰 電話 047 - 350 - 8875

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	合 計 台 数 ①		0 台			0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
合 計 台 数 ②		0 台			0 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)			0 台			0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台			0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

( 宛 先 ) 京 都 市 長	平成30年 7月 9日
報告者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 東京都豊島区南池袋1-16-15	報告者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 株式会社プリンスホテル 代表取締役社長 小山 正彦 電話 03-5928-1111

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	合 計 台 数 ①		0 台			0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
合 計 台 数 ②		0 台			0 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)			0 台			0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台			0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。



第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

( 宛 先 ) 京 都 市 長	平成30年8月2日
報告者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 滋賀県彦根市西今町1番地	報告者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 株式会社 平和堂 代表取締役社長 平松 正嗣 電話 0749-23-3150

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	合 計 台 数 ①		0 台			0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
合 計 台 数 ②		0 台			0 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)			0 台			0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台			0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

( 宛 先 ) 京 都 市 長	平成30年7月24日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区中堂寺栗田町93番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) マルホ株式会社 京都R&Dセンター 研開管理部長 久保田 勝明 電話 075-325-3255

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しない ものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	合 計 台 数 ①		0 台			0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等 をした新車の合計台数に対する割合 (①/ ④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気 を外部から充電する機能 を備えているものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車(燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに 限る。)の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	合 計 台 数 ②		0 台			0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に 対する割合 (②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③ (①+②)			0 台			0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台			0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③/ ④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。



第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

( 宛 先 ) 京 都 市 長	平成30年 7月 31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都千代田区大手町一丁目5番5号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 みずほ銀行 取締役頭取 藤原 弘治 電話03-3214-1111

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入				
		賃 借				
	燃料電池自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	合 計 台 数 ①					
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入				
		賃 借				
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入				
		賃 借	7			7
合 計 台 数 ②		7			7	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)			100 パーセント	パーセント	パーセント	100 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)			7			7
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			7			7
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)			100 パーセント	パーセント	パーセント	100 パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

( 宛 先 ) 京 都 市 長	平成30年9月26日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区堀川通二条下ル 土橋町10番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 裕進観光株式会社 代表取締役 中山 永次郎 電話 075-231-1155

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台	台	台	0 台
		賃 借	0 台	台	台	0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台	台	台	0 台
		賃 借	0 台	台	台	0 台
	合 計 台 数 ①		0 台	台	台	0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台	台	台	0 台
		賃 借	0 台	台	台	0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台	台	台	0 台
		賃 借	0 台	台	台	0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台	台	台	0 台
		賃 借	0 台	台	台	0 台
合 計 台 数 ②		0 台	台	台	0 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)			0 台	台	台	0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台	台	台	0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

( 宛 先 ) 京 都 市 長	平成30年 7月 26日
報告者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 東京都新宿区北新宿三丁目20番1号	報告者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名) 株式会社ヨドバシカメラ 代表取締役 藤沢 昭和 電話 03 - 3227 - 2167

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	合 計 台 数 ①		0 台			0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (①/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
合 計 台 数 ②		0 台			0 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③ (①+②)			0 台			0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台			0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間 (以下「賃借期間」といいます。) が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの (二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。) をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

( 宛 先 ) 京 都 市 長	平成30年7月30日
報告者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 東京都台東区台東1-2-16	報告者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 株式会社ライフコーポレーション 代表取締役社長 岩崎 高治 電話 03-5807-5111

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
	燃料電池自動車の台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
	合 計 台 数 ①		台	台	台	台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	台	台	台	台
		賃 借	台	台	台	台
	合 計 台 数 ②		台	台	台	台
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)			台	台	台	台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			台	台	台	台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

( 宛 先 ) 京 都 市 長	平成30年 7月 21日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪府堺市堺区戎島町4-45-1 堺駅前ポルトラスセンタービル	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ラウンドワン 代表取締役 杉野公彦 電話 072-224-5115

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	合 計 台 数 ①		0 台			0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
合 計 台 数 ②		0 台			0 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)			0 台			0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台			0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。



第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

( 宛 先 ) 京 都 市 長	平成 30 年 7 月 26 日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区西ノ京車坂町9番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 医療 法人社団洛和会 理事長 矢野 一郎 電話 075-581-1763

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを 排出しない自動車	電気を動力源とする自動車 で、内燃機関を有しない ものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	合 計 台 数 ①		0 台			0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを 排出しない自動車の合計台数の購入等 をした新車の合計台数に対する割合 (①/ ④)			0 パーセント			0 パーセント
温室効果ガスの 排出の量が相当 程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、 動力源として用いる電気を 外部から充電する機能を 備えているものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	専ら可燃性天然ガスを内 燃機関の燃料として用い る自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	揮発油、液化石油ガス又 は軽油を内燃機関の燃料 として用いる自動車(燃 料消費効率が市長の定め る基準を満たすものに限 る。)の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	28 台			28 台
合 計 台 数 ②		28 台			28 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの 排出の量が相当程度少ない自動車の合計 台数の購入等をした新車の合計台数に 対する割合 (②/④)			100 パーセント			100 パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数③ (①+②)			28 台			28 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			28 台			28 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車 及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の 合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③/ ④)			100 パーセント			100 パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

( 宛 先 ) 京 都 市 長	平成 30年 7月 31日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 愛知県名古屋市中区東桜2丁目18番31号	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) リゾートトラスト 株式会社 代表取締役 伏見有貴 電話052-933-6000

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	合 計 台 数 ①		0 台			0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)			0 パーセント			
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
合 計 台 数 ②		0 台			0 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)			0 パーセント			
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)			0 台			0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台			0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)			0 パーセント			

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

(宛先) 京都市長	平成30(2018)年7月23日
報告者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区西ノ京東梅尾町8番地	報告者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 学校法人 立命館 理事長 森島 朋三 電話 075-813-8168

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入				
		賃 借				
	燃料電池自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	合 計 台 数 ①					
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入				
		賃 借				
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入				
		賃 借				
	合 計 台 数 ②					
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)						
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④						
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

( 宛 先 ) 京 都 市 長	平成 30 年 7 月 31 日
報告者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 京都市伏見区深草塚本町6 7	報告者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名) 学校法人 龍谷大学 専務理事 入澤 崇 電話 075 - 645 - 7877

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	燃料電池自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	合 計 台 数 ①		0 台			0 台
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (①/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 (燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入	0 台			0 台
		賃 借	0 台			0 台
合 計 台 数 ②		0 台			0 台	
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③ (①+②)			0 台			0 台
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0 台			0 台
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合 (③/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間 (以下「賃借期間」といいます。) が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの (二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。) をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。

第2号様式(第8条関係)

## 新車購入等報告書

( 宛 先 ) 京 都 市 長	平成30年7月25日
報告者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎イーストタワー	報告者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 株式会社ローソン 代表取締役 竹増 貞信 電話 03-5435-1350

京都市地球温暖化対策条例第23条第2項の規定により報告します。

			(H29) 年度	(H30) 年度	(H31) 年度	合 計
温室効果ガスを排出しない自動車	電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有しないものの台数	購 入				
		賃 借				
	燃料電池自動車の台数	購 入				
		賃 借	0			0
	合 計 台 数 ①		0			0
購入等をした新車のうち温室効果ガスを排出しない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(①/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車	電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているものの台数	購 入				
		賃 借				
	専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の台数	購 入				
		賃 借				
	揮発油、液化石油ガス又は軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車(燃料消費効率が市長の定める基準を満たすものに限る。)の台数	購 入				
		賃 借				
	合 計 台 数 ②					
購入等をした新車のうち温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(②/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数③(①+②)			0			0
購 入 等 を し た 新 車 の 合 計 台 数 ④			0			0
購入等をした新車のうち、温室効果ガスを排出しない自動車及び温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車の合計台数の購入等をした新車の合計台数に対する割合(③/④)			パーセント	パーセント	パーセント	パーセント

注1 「賃借」とは、賃借の期間(以下「賃借期間」といいます。)が1年以上であり、かつ、賃借期間の開始の日以後又は賃借期間の開始の日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないものをいいます。

2 「燃料電池自動車」とは、水素と酸素とを化学反応させることにより電気を発生させる装置を備え、かつ、その電気により作動する原動機を有する自動車をいいます。

3 「購入等」とは、購入及び賃借をいいます。

4 「新車」とは、過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けたことがない同法第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、同法第75条第1項の規定に基づき型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの(二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。)をいいます。

(1) 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が10人以下のもの

(2) 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が3.5トン以下のもの

5 「電力併用自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するものをいいます。

6 「燃料消費効率」とは、自動車に係るエネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいいます。